

○職員共済制度に関する条例

制 定 昭 34. 3. 26 条例 12

最近改正 平 18. 3. 24 条例 8

第 1 条 大和川右岸水防事務組合職員は、相互共済及び福利増進を目的とする
互助会を組織することができる。

第 2 条 互助会は、職員の総意によって結成し運営する。

第 3 条 互助会は、第 1 条の目的を達するため福利厚生事業等を行う。

第 4 条 互助会員は、互助会の給付その他共済事業に要する費用に充てるため
掛金を負担する。

2 前項の掛金は、互助会員の給料を標準としてこれを算定するものとし、そ
の給料と掛金との割合は、管理者がこれを定める。

第 5 条 管理者は、事務組合の職員を互助会の事務に従事させ又は事務組合の
施設を互助会の利用に供することができる。

第 6 条 この条例により給付を受くべき者が同一の原因で民法により損害賠償
を受けたときは、給付金からその金額を控除する。

第 7 条 管理者は、互助会の業務を監督し諸種の報告を求める。

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この事務組合設立の日にさかのぼって
これを適用する。

2 この事務組合設立以前に、大和川右岸水害予防組合職員共済会の会員であ
って引続きこの組合の組合員である者については、その組合員としての在職
期間を通算するものとする。

附 則（昭 38. 6. 24 条例 6）

この改正条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 12 月 1 日にさかのぼって
適用する。

附 則（平 18. 3. 24 条例 8）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。